

インフルエンザ感染症における出席停止と証明書について

学校において感染症の流行を防ぎ生徒の健康を守るため、インフルエンザ(疑いを含む)にかかった場合は、学校保健安全法に基づき「出席停止」となりますので、医師の指示に従ってください。この期間については、「欠席」とはなりません。

以前は、医師からの許可を得たことを証明する「出席停止証明書」の提出をお願いしていましたが、インフルエンザの患者が急増している場合、証明書の発行のために医療機関を受診することは、医療体制を確保する上で支障となることが考えられます。

つきましては、インフルエンザで欠席される場合は下記のような対応をお願いします。

1. 感染が確認された時点で必ず学校(教頭又は担任)にご連絡ください。(0735-22-8101)

2. インフルエンザにかかったことを証明できる書類の提出(2点)

- 本校の様式による「インフルエンザによる出席停止について」を、医師の指示に従い保護者をご記入ください。
- 医療機関を受診した証明として、診療報酬領収書・処方薬説明書のコピーの提出をお願いします。

3. 提出時期

原則、登校時に提出してください。困難な場合には、その旨を担任に報告し、後日提出していただいても結構です。

4. その他

出席停止における証明用紙は、職員室・保健室にも用意してありますのでお申し出ください。また、本校のホームページからダウンロードもできます。

※なお、新型コロナウイルス感染症の場合は、保護者記載の別の様式(「新型コロナウイルス感染症による出席停止について」)があります。

※以下の出席停止の対象となる感染症の場合は、「出席停止について」を提出してください。

麻疹(はしか)	・	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	・	風疹	・	結核
水痘(水ぼうそう)	・	咽頭結膜熱(プール熱)	・	百日咳	・	その他の伝染病等

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザの出席停止期間については、学校保健安全法により「発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」と定められています。

なお、発症日とは病院を受診した日ではなく、発熱を目安とするインフルエンザの症状が出た日です。そのため、病院を受診される際に、発症日から登校可能になるまでの期間を医師に相談・確認をしてください。



※1「発症」とは、発熱を目安とします。

「学校において予防すべき感染症の解説」文部科学省より